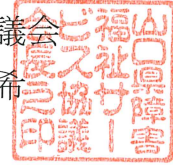


山障協 第 6 1 号
令和 7 年 1 月 6 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県障害福祉サービス協議会
会長 古川 英 希



児童指導員等加配加算の取扱いについて

平素より本会活動に御理解・御支援を賜り、誠に有り難うございます。

さて、児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、報酬告示において、指定基準上必要な員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置している場合、児童指導員等加配加算を算定できることとされています。

この児童指導員等加配加算の算定について、山口県においては、加算算定の趣旨に沿わない取扱いとされており、県内事業所が正当に加算を請求できず不利益を被っている現状にあるものと考えています。

つきましては、下記のとおり本会として要望いたしますので、よろしくお取計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

児童指導員等加配加算の算定に係る「指定基準上必要な員数」の取扱いについて、非常勤の児童指導員等がサービス提供時間に配置される常勤換算数を認めること